

第4章 基本方針と取組みの方向性

2020（令和2）年6月に、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」から議論のとりまとめが示されました。その中で、「保育の質は、子どもの経験の豊かさと、それを支える保育士等による保育の実践や人的・物的環境からその国の文化・社会的背景、歴史的経緯に至るまで、多層的で多様な要素により成り立つ」とされ、常に「子どもにとってどうか」という視点を中心とすることが重要とされました。

本市では、一定の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう定められた「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基盤としつつ、「子どもの想い」を第一に考えながら、本市の現状や時代の要請を踏まえ、保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいきます。

そこで、これまでの保育・幼児教育に係る基本的な取組みも継続しつつ、第2章で明らかとなった課題を解決することで、本市全体の保育・幼児教育の質の向上につながると考えることから、以下の基本方針に基づいて施策を検討し、市全体の保育・幼児教育の質を向上させるとともに、持続可能な保育・幼児教育サービスの提供体制を整えていきます。

基本方針1

<対応する市の現状と課題> (3) 保育人材の確保（10ページ）
(4) 保育者の資質（12ページ）

保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整えます

子どもの最善の利益を尊重するためには、良質かつ適切な保育・幼児教育サービスを提供し、安全な保育・幼児教育環境を整備する必要があります。そしてそのためには、保育者の確保が重要な課題の一つとなります。必要な人員が配置されることで、保育者に心身の余裕ができ「子どもの最善の利益」へつながる保育・幼児教育を行うことができると考えます。

また、保育者が実際の保育の経験とそれを踏まえて学ぶ機会、さらに学びを支える環境や人材が重要です。子どもが一人の人間として尊重される保育・幼児教育の実現には、一人ひとりの保育者もまた行為の主体として尊重されること、及びその認識が施設内外で共有される必要があります。

◆取組みの方向性

1. 保育者の就労環境改善

保育者の離職を防止し、就労継続を支援するためには、業務負担軽減や処遇改善など、就労環境を改善することが必要です。

本市では、保育者の業務負担軽減を図るため、保育補助者（保育士資格は有しないが、必要な研修等を受講した上で保育士の補助をする者）や保育支援者（保育士資格を有せ

ず、清掃や給食の配膳等、保育士の負担を軽減する業務を行う者）を雇用する民間施設に対する補助事業を2019（令和元）年度に開始しました。また、ICTの活用により保育士の負担軽減や施設運営の効率化に取り組む施設に対する補助事業も実施しています。

公立保育所においては、2018（平成30）年度から随時保育業務支援システムを導入しているほか、2020（令和2）年度には、シーツ等のメンテナンス契約も含む軽量の寝具のリースを開始しました。

これらの施策を今後も継続しながら、保育業務支援システム活用方法の施設間での共有や、必要な書類の見直し等、さらに業務負担を軽減・効率化する方策を検討していきます。

また、保育者アンケートでは、「就業施設で改善してもらいたいことは何ですか？」との問いに対し、「給与等」が49.1%で1位、「職員配置」が27.0%で2位となったため、処遇の改善や職員配置の改善をするために必要な施策について、国の動向を注視しつつ、先進事例を参考としながら検討していきます。

2. 保育士・保育所支援センターの機能強化

本市では、2013（平成25）年10月に保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士の掘り起こしや、復職支援などに取り組んできました。保育士・保育所支援センターの登録者数は、2021（令和3）年5月31日時点で累計569人、保育施設等とのマッチング件数は累計486件となっています。

今後は、さらなる潜在保育士の掘り起こしに努めるとともに、研修等の実施や、広域圏市町村との連携などを検討しながら、さらなる機能強化を図っていきます。

3. 研修機会の確保

保育者が専門的知識や技術を獲得し、資質を向上させるためには、研修の受講は有効な手段となります。

施設アンケートでは、90%以上の施設で年に複数回の保育者研修を実施している結果となり、各施設で積極的に保育者の資質向上に取り組んでいることが伺えます。保育者アンケートでも、80%以上の保育者が、自身のキャリアアップのために専門性を高める研修を受けたことがある又は受講の希望があるという結果となり、高い意欲があることが分かりました。

また、施設設置者や施設長といった、施設の運営に関わる方たちに対し、保育・幼児教育を取り巻く状況や、施設運営のあり方、事故防止のための取り組みなどについての研修を実施することも、市全体の保育・幼児教育の質の向上を図るためには重要です。

それぞれの経験や役割等に応じて必要な研修を受けられるよう、研修受講に対する支援体制の整備、市独自の研修の実施、保育士養成校との連携強化などについて検討していきます。

4. 市内の施設や保育者のネットワーク構築

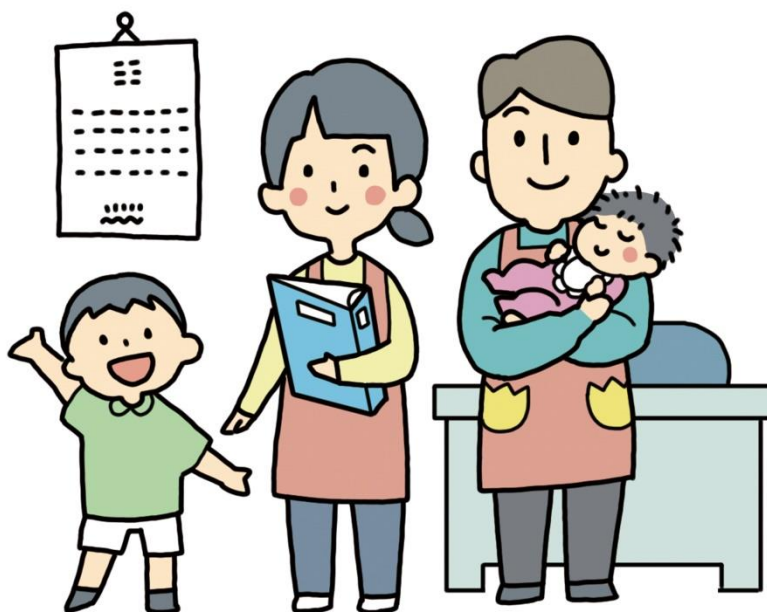
市全体の保育・幼児教育サービスの質を向上させていくためには、施設同士や保育者同士のネットワーク構築により、情報共有や学びあいをしていくことが必要であると考えます。

本市ではこれまで、認可保育所長会議や主任保育士会議を開催することで情報共有を図ってきましたが、認可保育施設数が多くなったり施設種類が多様化したりしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来どおりに開催することが難しい状況になっています。

今後も引き続き情報共有や意見交換を行い、相互に学びあい高めあっていくために、新しいネットワークの形について検討していきます。

5. バックキャストの視点による就学に向けた支援

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、保育所、認定こども園、幼稚園など施設の違いを問わず、小学校就学前に生活や学びの基盤を保障し、幼保小が連携して質の高い保育・幼児教育を受けることができるよう、国の動向も見据え、市教育委員会との連携を図るなどバックキャストの視点による幼児教育推進体制の整備について検討していきます。



基本方針 2

<対応する市の現状と課題>

多様な保育・幼児教育ニーズへ対応していきます

特別な支援を必要とする児童や保護者への支援がこれまで以上に求められているとともに、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスは多様化しています。これらのニーズへきめ細かく対応することは、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」子育て支援の実現に必要であることから、子どもの最善の利益を尊重する視点を大切にしながら、対応方策について検討していきます。

◆取組みの方向性

1. 特別な支援の必要な児童・保護者への支援

本市では、認可保育施設、認可外保育施設及び幼稚園に臨床心理士を派遣し、集団生活に配慮が必要な児童の保護者や保育者の相談に応じるカウンセリング事業を実施しており、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で回数を減らして実施しましたが、54 施設で 123 回実施し、10 名の児童を医療機関等へとつなぐことができました。今後も、保護者や保育者の不安を解消するとともに、早期に必要な支援へとつなげるため、継続して事業を実施していく必要があります。

また、障がいのある児童等を受け入れる施設へ適切な支援をしていくことは、障がいのある児童等に対し、安定した保育・幼児教育環境を提供するために必要であることから、現在実施している加配保育士に対する財政面での支援に加え、保育者の専門性を高めるための療育の専門家等を講師とする研修の実施、保育課へ臨床心理士等を配置することによる相談窓口の設置、療育機関等との連携強化による支援体制の構築等を検討していきます。

併せて、特別な支援が必要と思われる保護者（子育てに悩みや不安がある・子どもの栄養状態が悪い、子どもが保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、貧困等）についても、こども家庭相談センターや児童相談所等関係機関との連携強化や、相談窓口の明確化など、施設が適切に対応できる支援について検討していきます。

2. 医療的ケア児への支援

医療的ケア児への支援については、2021（令和 3）年 6 月に「医療的ケア児支援法」が成立し、これまでの「努力義務」から「責務」となりました。

医療的ケア児とは…

日常生活の中で長期にわたり医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児といい、医療的ケアの内容には、喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射などがあります。

本市では、2020（令和 2）年度に医療的ケア児の保育を実施する認可保育施設に対し、看護師の加配等を支援するため補助制度を創設しました。また、障がい福祉担当課には

医療的ケア児コーディネーターを配置し、相談等の窓口を設置しています。

今後は、公立保育所での受け入れ態勢の整備や、レスパイトケア（家族の介護負担軽減サービス）としての一時預かり事業の実施など、さらなる拡充を検討していきます。

3. 病児保育事業の拡充

本市では、1998（平成10）年から病後児保育事業を開始し、現在では、4つの医療機関で病児保育事業（病児対応型）を実施しています。

そのほか、市内の企業主導型保育事業5施設においても、病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型）が実施されています。

保護者アンケートにおいて、施設で行ってほしい子育て支援として「施設利用中に体調不良となった場合の病児保育」が58%で最も多い回答となったことから、認可保育施設における病児保育事業（体調不良児対応型）の実施や、在園施設から病児保育事業実施施設への送迎対応など、病児保育事業の拡充について検討していきます。

また、菊池医院「らびっと」については、2020（令和2）年度から協定により広域利用の対象施設としていますが、利用状況等を検証しながら、効果的な広域利用の在り方についても検討していきます。

4. 延長保育事業の拡充・休日保育の検討

本市では、1995（平成7）年から公立保育所における延長保育事業を開始し、現在では、18施設で夕方1時間（保育標準時間の場合）の延長保育を実施し、日和田保育所では朝の延長保育も実施しています。民間認可保育施設については、延長保育事業を実施する施設に対して補助金を交付しており、2020（令和2）年度の実施施設数は、69施設中53施設でした。保護者アンケートにおいて、早朝（7時半以前）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が38.8%、夜間（19時半以降）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が27.7%であったことから、実施施設数や実施時間の拡充について検討していきます。

また、休日保育については、現在認可保育施設で実施している施設はありません。保護者アンケートにおいて、休日の保育が「常に必要」または「ときどき必要」とした回答は44.9%と高く、働き方の多様化により休日保育の必要性が高まっていると思われることから、実施について検討をしていきます。

5. 保育施設等の広域利用の検討

市町村の範囲を超えて保育施設等に入所させる広域入所は現在も行っていますが、保護者の就労環境の広域化等により、今後さらにニーズが高まっていくことが想定されることから、こおりやま広域圏内において、市町村単位での入所調整ではなく、広域圏全体としての調整を行う等、より効果的・効率的に広域利用ができる方策について検討していきます。

基本方針 3

施設の適正配置に取り組みます

本市ではこれまで、待機児童解消を最重要課題とし、民間活力を生かした認可保育施設の整備を進めてきました。その結果、2015（平成 27）年には 40 施設（定員数 3,209 人）だった認可保育施設が、2021（令和 3）年には 84 施設（定員数 5,624 人）と倍増し、4 月 1 日時点での国基準待機児童が解消されました。

しかし、近年の少子化傾向にも関わらず、女性の就業率の向上や核家族化の進展等により、認可保育施設への入所希望者数は増加しており、当面、年度の途中での国基準待機児童及び入所保留者が一定数発生すると見込まれることから、幼稚園の認定こども園への移行や、認可外保育施設の認可保育施設への移行とともに、定員以上に児童を受け入れる弾力的運用が必要な状況です。

その一方で、長期的な視点に立てば、さらなる少子化の進行により市全体の保育・幼児教育需要が減少し、このままの施設数・定員規模を維持することが難しくなっていくことが想定されます。

そのため、必要な保育・幼児教育サービスの提供体制を維持しつつ、少子化の進行に応じて施設配置を最適化していく方策について検討していきます。

◆取組みの方向性

1. 公立保育所の機能強化

国基準待機児童の解消を達成したことで、本市の保育・幼児教育行政は、量から質への転換期を迎えました。かつて公立保育所は、必要な保育サービスを確保するという「量」の側面で大きな役割を担っていましたが、子ども・子育て支援新制度のスタートにより民間施設が大きく増えたことで役割が変化し、「質」の側面で本市の保育・幼児教育サービスの質の向上をけん引していく役割へシフトしていく必要があります。

行政機関の一翼としての求められる責任を果たしていくため、以下の方向性で機能強化を図っていきます。

(1) よりよい保育・幼児教育サービスの研究・実践

公立保育所は、1955（昭和 30）年に芳賀保育所を開所して以来、60 年以上に渡って、本市の保育行政の中心的な役割を担ってきました。また、職員の勤続年数が比較的長く、定期的な人事異動もあることから、豊富な経験や知識が蓄積され、現在に至っています。それらを生かして、高い水準の保育・幼児教育サービスを引き続き実践していくとともに、時代の要請に応じた新しい形の保育・幼児教育についても、積極的に研究・実践していく役割を担っています。

また、蓄積した事例や知見・技術は積極的に市内保育・幼児教育施設と共有し、必要に応じて支援することで、市全体の保育・幼児教育の質の向上に貢献していきます。

(2) 特別な支援を要する児童や保護者への支援

特別な支援を要する児童を受け入れ、その子に必要な支援を適切に行っていくためには、看護師や保育士の加配や、専門的な知識や技術が必要となります。また、特別な支援が必要と思われる家庭や保護者への支援については、児童相談所や市の関係部局等、多くの関係機関との連携による重層的支援が必要となってきます。

公立保育所においては、行政機関として積極的に支援をしていく必要があるため、受け入れ体制の整備や職員の専門性向上などに努めていきます。

(3) 地域の子育て支援拠点としての役割

保育所には、地域の子育て支援拠点としての役割もあります。特に公立保育所においては、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育行政へ反映させる機能が必要です。現在実施している地域ふれあい事業等も継続しつつ、小学校や地域民生委員との連携強化、ほかの行政施設との複合化なども検討していきます。

(4) 保育需要の少ない地域におけるセーフティネットの役割

保育需要が少ない地域においても、行政の責務として必要な保育サービスを確保していく必要があります。また、広域市町村から本市へ働きに来る保護者の利便性確保も、広域圏の視点からは必要です。採算性の観点から、保育需要の少ない地域においては民間事業者による施設運営が難しいことが多いため、公立保育所がセーフティネットの役割を果たしていきます。

2. 必要な保育・幼児教育の確保

少子化の進行に伴い、将来的には保育・幼児教育の需要は減少する見込みではあるものの、必要とされる保育・幼児教育を引き続き確保していくことも重要であることから、以下の方向性で確保方策について検討していきます。

(1) 小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の有効活用

本市にある小規模保育事業・事業所内保育事業 18 施設のうち、2021（令和 3）年 4 月 1 日時点の入所率が 80%に満たない施設が 6 施設あります。これらの施設が 0 歳から 3 歳までの児童のみを対象としており、3 歳以降は別の施設に移らなければならないことを保護者が敬遠することが一つの要因であると考えられるため、保護者が安心してこれらの施設を利用できる環境を整える施策について検討します。

(2) 子ども・子育て支援新制度への移行支援

本市には、新制度へ移行していない幼稚園が 28 園、事業所内保育施設を除く認可外保育施設が 23 施設あります。認定こども園化を希望する幼稚園や、認可を目指す認可外保育施設への支援策を検討していきます。

(3) 特に必要とされる保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援

基本方針1でも示したとおり、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスが多様化しており、そのニーズに対応していくことが必要となっています。そのため、基本方針1の取組みの方向性に挙げられているような保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援強化について検討していきます。

3. 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置

必要な保育・幼児教育はしっかりと確保していく必要があるものの、少子化の進行に伴い、必要な保育・幼児教育の量は徐々に減少していくと想定されることから、その対応方策も必要になってきます。

必要な保育・幼児教育の量の減少に対応していく方法としては、定員の縮小や施設の廃止等が考えられますが、雇用の確保や民間活力の活用の観点から、老朽化が進む公立保育所の再編成や定員削減により対応することを基本とします。なお、施設の再編成を行う場合には、あらかじめ一定期間の周知を図るなど、保護者や児童の負担を極力軽減することに十分配慮します。

(1) 再編成の考え方

① 老朽化の著しい保育所を優先

25か所ある公立保育所のうち、2022（令和4）年度に20か所が築30年を超えます。老朽化した施設は修繕等の維持管理コストが高くなり、また、耐用年数を考慮した大規模改修や建て替えの必要性が出てきます。

そのため、公立保育所の再編成については、老朽化の著しい施設を優先して検討します。

② 浸水想定区域内にある保育所を優先

安全・安心な保育サービスを提供するため、浸水想定区域内にある施設を優先して検討します。

③ 所在する地域の状況を考慮

基本的には、保育・幼児教育の供給が過剰となっている地域に所在する施設を優先して再編成を検討しますが、必要とされる保育・幼児教育サービスの確保のため、近隣の民間施設の状況等を十分考慮して検討します。

(2) 定員削減の考え方

① 定員が100人を超える保育所を優先

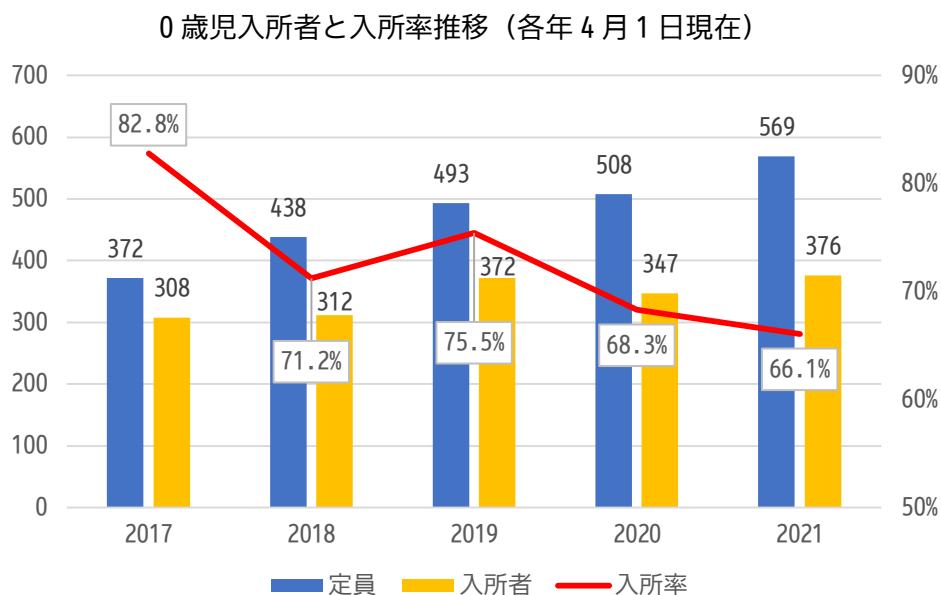
適正な規模できめ細やかな保育サービスを提供するため、定員削減の必要性が生じた場合は、定員が100人を超える大規模な施設を優先して検討します。

② 0歳児の定員削減を優先

0歳児の入所者数は増加傾向にあるものの、それを大きく上回る施設整備がされており、入所率は減少傾向にあります。

また、育児休業制度の普及により、今後も需要はあまり伸びないことが予想されます。

0歳児の入所率は民間施設の経営状態に大きな影響を与えることから、0歳児の定員削減を優先して検討します。



資料：郡山市保育課

(3) 再編成や定員削減により確保できる財源や人員の有効活用

公立保育所の再編成や定員削減などにより確保できる財源は、引続き子育て支援に活用することを基本とし、保育・幼児教育サービスの充実や子育て世帯の経済的負担軽減策等に有効活用することを検討します。

人員については、先に述べた公立保育所の機能強化を実現するために必要な人員を手厚く配置するなど、有効に活用していきます。



非常時（災害・コロナ感染症等）に強い体制をつくります

地震や水害、感染症の流行など、ひとつの施設では対応できない状況になったときに相互に助け合い、安全・安心な保育・幼児教育サービスを提供し続けるためには、平時から準備をし、協力体制を整えておくことが必要であることから、対応方策について検討します。

◆取組みの方向性

1. 非常時の協力体制の構築

地震や水害などの災害、感染症の流行などが発生した際にも必要な保育・幼児教育サービスを維持するための方策として、保育・幼児教育に必要な物資の備蓄や、被災した施設に通う児童の一時的な保育・幼児教育の受け皿の確保、施設が被災した際の相互の協力体制の構築（対口支援）などを検討していきます。

2. 災害対応にかかわる計画策定の支援

2017（平成 29）年 6 月に土砂災害防止法が改正されました。これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（保育施設を含む）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

本市ではすべての対象施設が速やかに策定を終えることができるよう支援をしています。

3. 施設の危機管理体制の強化

近年では、地球温暖化の影響か、毎年のように全国のどこかで台風や大雨の被害が報告されています。本市においても、令和元年台風 19 号に伴う大雨では、保育・幼児教育施設のうち 3 施設が床上浸水の被害を受けました。

また、従来の感染性胃腸炎やインフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設は新たな対応を求められ、施設運営に大きな影響が出ています。

こうした災害や感染症の流行等に施設が適切かつスムーズに対応できるよう、研修の実施やガイドラインの作成など、施設の危機管理体制を強化するための取組みを検討していきます。

4. ニューノーマルへの対応支援

ニューノーマルとは、社会に大きな変化が起こることにより、変化が起こる以前の常識に変革が求められ、新たな常識が定着することをいいます。ニューノーマルという言葉は以前から使用されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、新たな生活様式や働き方が求められ、ニューノーマルという言葉も注目されました。

保育・幼児教育においても、時代に求められるニューノーマルに柔軟に対応していく必要があります。

施設がこれまでの「当たり前」や「前例」にとらわれることなく、ニューノーマルに対応した保育・幼児教育サービスを提供できるよう支援する方策を検討していきます。



マスクを着用



手洗い・手指消毒



間隔を空ける



こまめに換気